

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止の届出について	・・・ 2
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止の届出について	・・・ 8
1人1車制個人タクシーの法令、地理試験の実施について	・・・ 13
一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可期限の更新について	・・・ 14

公 示

23C20号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年10月5日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	23C20
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	国際興業 株式会社
対象となる路線廃止の予定日	事案番号 23C20-1 埼玉県さいたま市岩槻区西町一丁目4453番1先 埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込2100番1地先 5.78キロ 事案番号 23C20-2 埼玉県蓮田市蓮田一丁目280番先 埼玉県蓮田市東五丁目9番先 0.9キロ 事案番号 23C20-3 埼玉県さいたま市岩槻区平林寺138先 埼玉県さいたま市岩槻区馬込917先 1.07キロ
廃止の予定日	令和6年4月1日
廃止を必要とする理由	利用が低迷していることから、運行系統の変更や運行回数 の見直しを行ってきたが、今後も収支が改善する見通しが たたないため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

23C21号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年10月5日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	23C21
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	国際興業 株式会社
対象となる路線廃止の予定日	事案番号 23C21-1 埼玉県朝霞市浜崎1-1先 埼玉県朝霞市大字田島62-1先 2. 83キロ 事案番号 23C21-2 埼玉県朝霞市大字内間木417番地1地先 埼玉県朝霞市大字上内間木312番地1地先 2. 5キロ 事案番号 23C21-3 埼玉県朝霞市溝沼1282-5地先 埼玉県朝霞市大字溝沼字五反田1340-1地先 0. 31キロ
廃止の予定日	令和6年4月1日
廃止を必要とする理由	平成6年以来、朝霞市と運行協定を締結し運行してきたが、令和6年4月に改善基準告示の改定があり、運転士の確保が厳しいため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

23C22号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年10月5日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	23C22
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者 名	丸建つばさ交通 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 23C22-1 埼玉県白岡市彦兵衛7丁目11番地先 埼玉県白岡市太田新井1157番地先 0.43キロ</p> <p>事案番号 23C22-2 埼玉県白岡市太田新井1157番地先 埼玉県白岡市太田新井482番地先 0.07キロ</p> <p>事案番号 23C22-3 埼玉県白岡市太田新井482番地先 埼玉県白岡市太田新井1156番地3先 0.06キロ</p> <p>事案番号 23C22-4 埼玉県白岡市太田新井1153番地先 埼玉県白岡市彦兵衛153番地3先 1.31キロ</p> <p>事案番号 23C22-5 埼玉県白岡市彦兵衛176番地先 埼玉県白岡市上野田1287番地2先 1.84キロ</p> <p>事案番号 23C22-6 埼玉県白岡市上野田1287番地2先 埼玉県白岡市上野田726番地2先 0.6キロ</p> <p>事案番号 23C22-7 埼玉県白岡市上野田726番地2先 埼玉県白岡市上野田737番地75先</p>

0. 4キ口

事案番号 23C22-8

埼玉県白岡市上野田737番地75先

埼玉県白岡市上野田487番地5先

0. 43キ口

事案番号 23C22-9

埼玉県白岡市上野田487番地5先

埼玉県白岡市上野田424番地7先

0. 38キ口

事案番号 23C22-10

埼玉県白岡市上野田424番地7先

埼玉県白岡市千駄野657番地8先

1. 26キ口

事案番号 23C22-11

埼玉県白岡市千駄野432番地先

埼玉県白岡市千駄野432番地先

0. 07キ口

事案番号 23C22-12

埼玉県白岡市千駄野432番地先

埼玉県白岡市千駄野398番地先

0. 08キ口

事案番号 23C22-13

埼玉県白岡市千駄野398番地先

埼玉県白岡市千駄野345番地先

0. 8キ口

事案番号 23C22-14

埼玉県白岡市千駄野345番地先

埼玉県白岡市千駄野345番地先

0. 54キ口

事案番号 23C22-15

埼玉県白岡市千駄野345番地先

埼玉県白岡市千駄野 3 5 6 番地 1 先
0. 4 3 キ口

事案番号 2 3 C 2 2 - 1 6
埼玉県白岡市千駄野 6 5 7 番地 8 先
埼玉県白岡市千駄野 7 1 9 番地 先
0. 2 キ口

事案番号 2 3 C 2 2 - 1 7
埼玉県白岡市千駄野 7 1 9 番地 先
埼玉県白岡市小久喜 7 3 1 番地 1 先
0. 3 キ口

事案番号 2 3 C 2 2 - 1 8
埼玉県白岡市小久喜 7 3 1 番地 1 先
埼玉県白岡市小久喜 7 3 6 番地 1 先
0. 0 7 キ口

事案番号 2 3 C 2 2 - 1 9
埼玉県白岡市小久喜 7 3 6 番地 1 先
埼玉県白岡市小久喜 1 1 0 9 番地 1 5 先
0. 0 9 キ口

事案番号 2 3 C 2 2 - 2 0
埼玉県白岡市小久喜 1 1 0 9 番地 1 5 先
埼玉県白岡市小久喜 1 1 0 9 番地 1 5 先
0. 1 4 キ口

事案番号 2 3 C 2 2 - 2 1
埼玉県白岡市小久喜 7 3 1 番地 1 先
埼玉県白岡市小久喜 7 2 9 番地 1 先
0. 0 9 キ口

事案番号 2 3 C 2 2 - 2 2
埼玉県白岡市小久喜 7 2 9 番地 1 先
埼玉県白岡市小久喜 6 7 4 番地 3 先
0. 2 6 キ口

事案番号 2 3 C 2 2 - 2 3

	埼玉県白岡市小久喜 674 番地 3 先 埼玉県白岡市小久喜 920 番地 2 先 0. 31 キロ 事案番号 23C22-24 埼玉県白岡市小久喜 920 番地 2 先 埼玉県白岡市小久喜 938 番地 12 先 0. 18 キロ
休止の予定日	令和 6 年 3 月 14 日～令和 7 年 3 月 13 日
休止を必要とする理由	運転者退職により募集をしているが応募がなく、運行を維持できないため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第 15 条の 2 第 2 項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から 10 日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の 10 日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第 15 条の 2 第 1 項の規定により、実施予定日の 6 ヶ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第 3 項及び第 4 項に基づく休止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

◎ 1人1車制個人タクシーの法令、地理試験の実施について

平成14年1月31日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」に基づき、下記により実施する。

令和 5年10月 5日

関東運輸局長

営業区域	東京都 特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏 神奈川県 京浜交通圏、県央交通圏 千葉県 千葉交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏 埼玉県 県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏 群馬県 中・西毛交通圏 栃木県 宇都宮交通圏
試験対象者	① 令和5年8月1日から令和5年8月31日までに事前試験の受験申込をし、 下記日時に実施する試験の通知を受けた者 ② 令和4年10月1日から令和5年9月30日までに譲渡譲受の認可申請をし、 下記日時に実施する試験の通知を受けた者 ③ 令和5年9月1日から令和5年9月30日までに許可の申請をし、 下記日時に実施する試験の通知を受けた者
試験実施日時 及び 試験実施場所	1. 日時：令和5年11月9日（木） 場所：神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 ①京浜交通圏 13時20分から15時50分まで（地理試験免除者については13時20分から15時00分まで） ②北多摩交通圏、南多摩交通圏、県央交通圏 13時20分から15時40分まで（地理試験免除者については13時20分から14時50分まで） 2. 日時：令和5年11月18日（土） 場所：東京都豊島区西巢鴨3-20-1 大正大学 ③特別区・武三交通圏 13時20分から15時50分まで（地理試験免除者については13時20分から15時00分まで） ④その他の交通圏（特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、京浜交通圏、県央交通圏を除く各交通圏） 13時20分から15時40分まで（地理試験免除者については13時20分から14時50分まで） ※ なお、試験会場については、試験実施通知書により受験者へ通知する。

（備考）試験に関する問い合わせ先 関東運輸局自動車交通部旅客第二課監理第一係 電話番号045(211)7246

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可期限の更新について

下記の者の経営に係る一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可期限の更新については、令和5年10月15日以降、更新しないこととしたので公示する。

令和5年10月5日 関東運輸局長 勝山 潔
事案番号 23B19

○ 氏名 佐藤 誠
住所 東京都江東区
許可年月日 昭和46年10月29日
許可番号 71東陸自1旅2第12054号
許可に付した期限 令和4年11月30日

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可期限の更新について

下記の者の経営に係る一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の許可期限の更新については、令和5年10月15日以降、更新しないこととしたので公示する。

令和5年10月5日 関東運輸局長 勝山 潔
事案番号 23B20

○ 氏名 石垣 定初
住所 東京都墨田区
許可年月日 平成15年2月6日
許可番号 03関自旅2第01573号
許可に付した期限 令和4年11月30日